

河津町経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）利子補給金

河津町では、新型コロナウイルス感染症の影響により経営が悪化している中小企業者の資金繰りを支援するため「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）の融資を受けた中小企業者に対し、当初3年間分に係る利子相当額を利子補給金として交付します。

利子補給対象者

- ・「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」の融資を受けた中小企業者等であること
- ・納期限が到来した町税の納税が完了していること（延納又は猶予に係るものを除く）
- ・県内の他市町で同様の補助金を受けていないこと

利子補給機関

融資の実行から3年間

利子補給率

中小企業者が金融機関に支払った利子相当額

手続きの流れ

1. 融資実行後、町（産業振興課）へ必要書類（※下記交付申請必要書類参照）を添付して、「補助金交付申請書」を令和2年8月31日までに提出
2. 町で内容を審査し、「補助金交付決定通知書」を交付
3. 町へ必要書類（※交付決定通知時に明示します）を添付して、「補助事業実績報告書」を提出
※4/1~9月末の返済分を10/20まで、10/1~3月末の返済分を4/20までに提出
4. 町で内容を審査後、「補助金交付確定書」を交付
5. 町へ請求書を提出
6. 町から指定口座へ支払い

交付申請必要書類

1. 補助金交付申請書
2. 「静岡県経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）の融資を受けたことがわかる書類
※借入金融機関の発行する融資実行通知書の写し、借入金融機関との契約書の写し及び保証協会の保証書の写し等
3. 所要額計算書及び借入金融機関の発行する償還表の写し
4. 承認申請年度及びその前年度の町税の納税証明書（町民生活課で交付手続きを行ってください）
5. 貯金通帳の写し
※金融機関名、支店名、預金種別、口座名義、口座番号の記載されたページ)

お問合せ

河津町役場産業振興課（電話34-1946）